スポ振第１１号
令和４年４月１日

関係各位

岡山県環境文化部スポーツ振興課長

岡山から世界へ！オリンピアン・パラリンピアン育成事業に係る
令和４年度補助対象候補者の募集について

平素から、本県スポーツ施策の推進につきまして、御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、本県から一人でも多くのオリンピック・パラリンピック選手の輩出を目指し、競技団体等から推薦された選手の中から、年度ごとに対象者を指定して、オリンピック・パラリンピック選手育成に必要な支援を多角的に行う「岡山から世界へ！オリンピアン・パラリンピアン育成事業」を、今年度から３年間実施することとなりました。

このたび、本事業（パラリンピアン育成事業）の令和４年度補助対象候補者を募集しますので、お知らせいたします。

なお、令和４年度４月１日からトップパラアスリートへの支援に関する業務が保健福祉部障害福祉課から本課（環境文化部スポーツ振興課）へ移管となりましたことを申し添えます。

記

１　補助対象
県内の出身者又は県内在住、在勤若しくは在学し、パリパラリンピック等への出場を目指している選手

２　申請期間
令和４年４月１日（金）～２８日（金）
※詳細につきましては、県ホームページ（スポーツ振興課、障害福祉課）をご覧ください。

【お問合せ先】
岡山県環境文化部スポーツ振興課
競技力向上班（担当：宮川）
TEL　086-226-7467
E-mail：kazuyoshi_miyakawa@pref.okayama.lg.jp

岡山から世界へ！オリンピアン・パラリンピアン育成事業実施要項
（パラリンピアン分）

１　目　　的

本県から一人でも多くのパラリンピック選手の輩出を目指し、競技団体等から推薦された選手の中から、年度ごとに対象者を指定して、パラリンピック選手育成に必要な支援を多角的に行う。

２　主　　催

岡山県　　当該競技団体（夏季・冬季パラリンピック競技大会実施競技）＊1

３　実施期間

令和４年４月１日～令和５年３月３１日

４　事業内容

（１）競技団体等から推薦された選手の中から、対象者を選考委員会で認定する。

（２）認定された強化指定選手には、次の必要経費を補助する。

・トレーニング施設等（使用料及び賃借料）

・コンディショニングに関する費用

（トレーナー・栄養士等招聘謝金及び旅費、サプリメント等購入費）

・海外遠征費等旅費

・器具用具に関する費用

５　指定する選手の基準

・日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」という。）加盟団体強化指定選手又は強化指定等が有力な者で、団体からの推薦がある者

・過去に国際競技大会等において上位入賞するなど、年齢、競技特性等を考慮して、2024年（パリ 2024）、2026年（ミラノ・コルティナ 2026）に日本代表の可能性のある選手

・競技団体から推薦された将来が有望な選手

６　予算執行

予算執行については、選考委員会で決定した後とする。

別途定める要領に従って事業を実施する。

＊1：競技団体が推薦の場合に限る

岡山から世界へパラリンピアン育成事業実施要領

1　目的

本県から一人でも多くのパラリンピック選手の輩出を目指し、競技団体等から推薦された選手の中から、年度ごとに対象者を指定して、パラリンピック選手育成に必要な支援を多角的に行う。岡山県補助金等交付規則（昭和４１年岡山県規則第５６号）等の規定に基づき、活動経費の一部を補助します。

2　補助額及び補助対象経費等

補助額及び補助対象経費等については次のとおりです。ただし、他団体から助成を受けている経費は除きます。

区　分	補助額及び補助対象経費等		
選　手	補　助　額	１人あたり年間１５万円以内	
	補助対象経費	① 海外遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への遠征等に係る費用
		② 国内遠征	全国大会や強化練習会（合宿含）等への遠征等に係る費用
		③ 競技用具の整備	対象者が競技に使用する器具・用具の購入又は修理に係る費用
		④ 外部指導者招聘	国内外よりコーチ及びトレーナーを招いた際の謝金等に係る費用（通常指導を受けている指導者の謝金は対象外です。）
		⑤ コンディショニングに関する費用	運動能力測定等に係る費用等 サプリメント（食費を除く）等

※対象経費の詳細は、別添２「令和４年度岡山県パラリンピアン育成事業に係る対象経費」を参考にしてください。

3　対象競技

対象競技はパラリンピック正式種目とします。（別添１参照のこと）

4　申請要件

当該補助金の申請要件は次のとおりです。

<table>
<tr><th>区分</th><th>申請要件</th></tr>
<tr><td>選　手</td><td>県内の出身者又は県内に在住、在勤若しくは在学し、パリパラリンピック等への出場を目指している選手で、次のいずれかに該当する者とします。
<table>
<tr><th></th><th>要　　件</th></tr>
<tr><td>①</td><td>日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」という。）加盟団体強化指定選手又は強化指定等が有力な者で、団体からの推薦がある者</td></tr>
<tr><td>②</td><td>過去に国際競技大会等において上位入賞するなど、パリパラリンピック等において活躍が期待される者</td></tr>
<tr><td>③</td><td>日本代表として現に選出され、又は過去に選出された経験のある者でパラパラリンピック等において活躍が期待される者</td></tr>
<tr><td>④</td><td>その他県内競技団体から推薦がある将来が有望な選手で、知事が適当と認める者</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

5　補助対象期間

補助金の交付決定を行なったときから、令和５年３月３１日までの期間

6　申請方法

申請期限までに、県内競技団体から別添資料【様式第１号－１推薦書(競技団体用)】を郵送又はメールにより提出してください。県内に関係競技団体がないなどで推薦が困難な場合は、県スポーツ振興課に相談の上、別添資料【様式１号－２推薦書】を郵送又はメールにより提出してください。

7　申請（募集）期間

令和４年４月１日(金)　から同月２８日（木）まで　※当日消印有効《期限厳守》

8　補助対象選手の選考・決定

令和４年５月中旬頃に、「パラリンピアン育成事業指定選手選考委員会」において、大会実績及び本県との関わりなどを総合的に勘案して補助対象候補者を選考し、知事が補助対象者を決定します。

申請者に対しては、５月中を目途に結果（交付決定又は不交付決定）をお知らせします。

9　補助金の支払い・額の確定・精算

補助対象者に決定された方については、県内競技団体へ補助金として交付し、事業を実施します。県内競技団体からの推薦でない方は、振込口座申出書をご提出いただき、速やかに交付決定額を一括で概算払いにより支払います。

事業完了後、実績報告書による審査を行い、補助額の確定を行います。
（確定額が交付決定額を下回る場合は、差額を戻入（返還）していただきます。）

10　申請書提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6
岡山県環境文化部スポーツ振興課 競技力向上班 宮川・藤原
電　話　086-226-7467（直通）
ＦＡＸ　086-225-0260
メール　sposhin@pref.okayama.lg.jp
県ホームページ
　○スポーツ振興課　https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/
　○障害福祉課　https : //www.pref.okayama.jp/soshiki/39/

11　その他

補助対象者に決定された方については、氏名、年齢、対象競技、所属、経歴、障害区分、助成事業実績等を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

別添１【申請書類一式（競技団体からの推薦が困難な場合）】

<table>
<tr><th></th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td>①</td><td>岡山県パラリンピアン育成事業補助金交付申請書（様式第１号－２）</td></tr>
<tr><td>②</td><td>事業実施計画及び収支予算書（様式第１号－２　別紙１）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>推薦書（様式第１号－２　別紙２）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>申請内容を確認するための書類
<table>
<tr><th></th><th>添付書類の例</th><th>添付が必要な方</th></tr>
<tr><td>本人確認・現住所</td><td>運転免許証(写)、障害者手帳(写)、住民票(写)等（現住所が分かるもの）</td><td>選手全員</td></tr>
<tr><td>在勤</td><td>就業証明書等</td><td rowspan="4">選手のうち該当する方</td></tr>
<tr><td>在学</td><td>在学証明書等</td></tr>
<tr><td>活動拠点</td><td>クラブチーム等による活動証明書(任意様式)等</td></tr>
<tr><td>卒業学校</td><td>卒業証書（写）等</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>記録証(写)、大会報告書(写)等</td><td>選手全員</td></tr>
</table>
※各項目のうち、該当する書類が複数ある場合は、１種類以上添付してください。ただし、該当する項目はすべて記載してください。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>同意書（未成年のみ）</td></tr>
</table>

パラリンピアン育成事業対象競技一覧

○夏季２２競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、５人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、水泳、トライアスロン、テコンドー、卓球、シッティングバレーボール、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス

○冬季６競技

アルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリング

別添２

令和４年度岡山県パラリンピアン育成事業に係る対象経費（詳細）

＜選手＞

費　目	選手（１人あたり年間１５万円以内）
報　償　費 （謝　　金）	強化練習、合宿などの指導謝金 指導者（指導者資格等を有する者、外部指導者）、ドクター、トレーナー ※１日につき、11,500円以内
旅　　費	本人及び事業に携わる者への旅費（交通費、宿泊費） 海外遠征費、国内遠征費（宿泊を伴わない練習会場への交通費含む。）、指導者招聘に係る旅費 ※県内交通費は2,200円以内（同一市町村内移動の場合は1,100円以内）、県外交通費及び海外交通費は実費相当額（海外交通費は業者の見積もりを要する。）とする。 ※県内又は県外の宿泊費（１泊）は9,800円以内とする。ただし、東京２３区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、京都市、大阪市、堺市、広島市又は福岡市内の宿泊費（１泊）は10,900円以内とする。 ※１回の研修につき、宿泊費は７泊を上限とする。
需　用　費	消耗品（トレーニングウェア、シューズ、サプリメント代等） 用具修理費等 ※実費相当額。
役　務　費	郵便料、宅配料等
使用料及び賃借料	練習会場・会議室（付帯施設も含む。）等の使用料、競技用具の賃借料
そ　の　他	大会参加料、海外遠征のために必要な語学研修費等 （いずれも国内外は問わず） コンディショニングに関する費用（運動能力測定等に係る費用、ケガに係る治療費、身体ケア（マッサージ等）に係る費用等）

※協会等への登録料は助成対象となりません。